

請願第6－3号 市立中学校の校則のあり方についての請願

日本共産党宇治市会議員団を代表して、請願第6－3号「市立中学校の校則のあり方について」に対し賛成の討論を行います。

日本国憲法第16条は「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は罰則の制定、廃止または改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し」と規定しています。

同時に日本が1994年に批准した子どもの権利条約は、「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」が4つの原則とされており、憲法に定める請願権と子どもの意見表明権に基づき、中学3年生から提起された宇治市の課題について、われわれ議会は正面から向き合わないといけません。

同時に憲法16条には、「何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」と規定されており、請願人が請願権を行使したことにより、仮にも不利益な扱いを受けることがあってはならないことは、議会全体で確認をしなければなりません。

教育基本法は第16条で「教育は、不当な支配に服することなく、この法律および他の法律の定めるところにより行われるべきものである」と規定されています。

戦前、国家統制による軍国主義教育が、日本の侵略戦争に国民を駆り立てる道具になったことへの痛烈な反省に基づくものであり、国家権力などによる不当な介入を排する意味を持っています。

「さまざまな立場の生徒も交えて学校のルールメイキングができる土壌を作ること」など3項目を求めた本請願は、学校教育への生徒・児童の積極的な参画ができる環境を求めたものであり、教育への不当な支配にも、教育の中立性の侵害にもまったく当たるものではなく、むしろ民主的な教育の徹底を求めたものであります。そういった主張があるのならば、教育基本法の曲解であると指摘をするものであります。

本請願は、なぜ中学生の校則は生徒自身が確認できないのかとの疑問から、生徒を縛るルールである校則は、生徒が確認できるようにしてほしい。なぜそのルールが必要なのか、説明できるようにしてほしいとの内容です。

同時に、学校のルールは生徒自らが参加できる、開かれた校則づくりができる、様々な仕組みをつくってほしいとの内容です。

文部科学省の「生徒指導提要」には、「校則の内容について、普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくことや、児童生徒がそれぞれのきまりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するようになるために、制定した背景等についても示しておくことが適切である」としています。

校則の見直しについても「校則を策定したり、見直したりする場合にどのような手続きを踏むことになるのか、その過程を示しておくことが望まれます」と書かれています。

校則などのルールの明示と説明責任を学校教員など大人がおこなうことは、国が定めた「生徒指導提要」にも記載されている、当たり前の要求であります。

生徒の参画をもって校則をつくっていくことについても、憲法が保障する「幸福追求権」と子どもの権利条約の規定からも、当然の要求であるます。学校のルールづくりを校長の裁量の範囲と取り合わないことや、生徒会や地域でまず対応をと言うことは、あまりにもこの権利を狭くとらえることであります。

本市においては、ホームページでの校則や学校も決まりを公表しているのは、少数の学校にとどまっているなど、十分な実践はできておらず、本請願の趣旨にのっとって改善を進めるべきです。

文教福祉常任委員会の審査で、請願人は、「さまざまな立場の生徒」とは、「不登校の子や、生徒会に関わったりするのが苦手な子」などであると、説明しています。

2019年度の文科省の調査で、小中高校の不登校児童生徒のうち、不登校の原因に「学校のきまり等をめぐる問題としてあげている児童生徒の数は合計で5,572人とされています。請願項目の「さまざまな立場の生徒」は大事な視点です。

常任委員会での請願審査では、学校の校則を守らない生徒に対して、学校行事に参加させないなどの、懲戒的な体罰が本市の公立中学校でおこなわれていることも明らかになりました。

教育権を侵害する決して許されない行為であり、ただちに是正をおこなうことを求めます。

芥川賞作家である平野啓一郎さんは、本請願の委員会審査を報道する記事を添付し、「彼らの行動を強く支持します。自分たちの校則を自分たちで考え、作る経験さえ禁じておいて、いきなり選挙権が得られる年齢になった若者を、政治に関心を持たないと批判し、国会は自分たちの国の法律を作る場なのにと説教する。こんな馬鹿げた話はないだろう」とエックスに投稿しています。

日本劇作家協会の元会長の鴻上尚史さんは「こうやって、自分の頭で考える生徒を、一人一人、こつこつとつぶしていく。ただ校則を守れと機械的に言い続ける。この国にはどんな未来が待っているのか」と投稿しています。

私たち宇治市議会の判断は、中学3年生の理路整然とした請願と発言を受けて、いま注目されています。

以上から、本請願は憲法と子どもの権利条約にもとづいて、宇治市の現状の改善を求めたものであり、本請願に賛成するものです。